

災害時における応急農業用井戸水供給の協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
災害発生時における応急農業用井戸水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲及び乙が千葉市内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、相互に協力して市民に対し応急農業用井戸水を供給することにより、災害発生後の市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害発生時の協力事項は、原則として千葉市災害対策本部が設置され、乙に対し要請を行ったときから発動する。

（応急農業用井戸水供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急農業用井戸水を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の所有井戸水の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、千葉市経済農政局長が行うものとする。

（応急農業用井戸水の協力実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応急農業用井戸水の優先的な供給に努めるものとする。

（応急農業用井戸水供給の要請手続等）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請することができる。

（応急農業用井戸水の運搬）

第6条 応急農業用井戸水の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。

（農業用井戸水の点検・整備）

第7条 甲は、平常時から農業用井戸水の水質、供給場所等の点検・整備に努め、乙はこれに協力するものとする。

（費用）

第8条 第4条及び第6条の規定により乙が供給した井戸水に係る光熱費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙の提出する電気料金支払証明書等に基づき、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し応急農業用井戸水の供給場所等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の飲料水供給等の情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

(疑義の解釈)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲及び乙が、協議して定めるものとする。

第12条 この協定は、平成8年 8月 1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印の上各自各々1通を保有するものとする。

平成8年 8月 1日

締結先一覧
生実土地改良事業共同施行
南生実町水利組合
南部土地改良区
都川上流土地改良区
平川土地改良区
坂月水利組合
宇那谷根花水利組合
幕張町土地改良区
武石土地改良区
長作土地改良区
白旗用水組合
畑町神場下揚水組合
畑町上五斗蒔揚水組合